

大江町本郷東放課後児童クラブ

指定管理者募集要項

令和8年9月

大江町健康福祉課

目 次

1. 募集の概要	P1
2. 指定管理者が行う事業及び業務の内容	P2
3. 指定管理者募集に関する事項	P5
4. 経費に関する事項	P7
5. 選定に関する事項	P8
6. 協定に関する事項	P9
7. 参考資料	P9

大江町本郷東放課後児童クラブ指定管理者募集要項

1 募集の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）第 2 条及び大江町本郷東放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 28 年条第 34 号）第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務及び設置目的を達成するため必要な事業を行う指定管理者を募集します。

（１）施設の概要

- ① 名 称 大江町本郷東放課後児童クラブ
- ② 所 在 地 大江町大字本郷丙 250 番地の 1
- ③ 設置年月日 平成 29 年 4 月 1 日
- ④ 敷地面積 1,639.83 m²
- ⑤ 建築面積 151.94 m²（延べ床面積：124.80 m²）
- ⑥ 施設の内容 木造平屋建て
学童保育室、事務室、流し台、トイレ等（参考資料のとおり）

（２）指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（1 年間）

（３）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書等について、大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会の審査を経て、候補者を選定します。

（４）申請受付期間

令和 8 年 9 月 17 日（木）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

（５）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、町ホームページに掲載します。

（URL：<http://www.town.oe.yamagata.jp/>）

（６）協定の締結

町は、町議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

（７）問合せ先

大江町 健康福祉課 子育て推進室子育て推進係

〒990-1101 大江町大字左沢 882-1 TEL：0237-84-6157 FAX：0237-62-4736

2 指定管理者が行う事業及び業務の内容

(1) 事業及び業務内容

指定管理者が行う事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、次の業務を行っていただきます。

なお、事業の細目については、指定管理者と協議を行い、協定を締結します。

- ① 放課後児童クラブの運営に関する業務
- ② 放課後児童クラブの利用に関する業務
- ③ 放課後児童クラブの利用料金の徴収に関する業務
- ④ 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他、放課後児童クラブの管理運営に関して町長が必要と認める業務

(2) 対象児童

- ① 大江町の本郷東小学校区内に住所を有し、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に就学している児童
- ② 保護者の就労、疾病、看護その他の理由により、小学校の授業終了後又は休業日において適切な監護を受けることができないと認められる児童

ただし、町長が特に必要があると認める理由があるときは、この限りではありません。

(3) 定員

放課後児童クラブの定員は、40 人とします。

(4) 開所時間

小学校の授業の休業日は 1 日につき 8 時間以上、小学校の授業の休業日以外の日は 1 日につき 3 時間以上を原則として、次のとおりとします。

- ① 小学校の授業日は、授業終了後から午後 7 時まで
- ② 小学校の休業日は、午前 7 時から午後 7 時まで
- ③ 土曜日は、午前 7 時から午後 6 時まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、町長の承認を得て開所時間を変更することがあります。

(5) 開所日数

1 年につき 250 日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して定めます。

(6) 休所日

休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、8 月 13 日から 8 月 15 日までの日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とします。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、町長の承認を得て休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができます。

(7) 職員配置

開所期間中は常時 2 人以上の職員を配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とします。有資格者とは、大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 27 号）第 10 条第 3 項に規定する者をいいます。

(8) 利用料金

保護者から利用料金を徴収し運営経費に充当することができます。ただし、利用料金は、大江町本郷東放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、同条例の施行規則で定める金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとします。なお、利用料金におやつ代は含むこととします。その他の必要な経費は実費負担として指定管理者が保護者から徴収することができます。

(9) 保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入することとします。

(10) 保護者会

保護者と協働して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者会を年度ごとに開催することとします。

(11) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、年度終了後 2 ヶ月以内に、下記に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して 2 ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出するものとします。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 利用承認状況及び利用不承認等の件数・理由
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理経費の収支状況
- オ その他町長が別に定める事項

(12) 業務報告の聴取等

町長は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(13) 事業及び業務にあたっての注意事項

① 公平性の確保

公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利な運営を行わないこと。

② 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務（２（１）に掲げる業務をいう。）を一括して第三者に委託することはできません。

③ 関係法令等の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、事業及び業務を遂行すること。

ア 地方自治法

イ 児童福祉法

ウ 子ども・子育て支援法

エ 大江町本郷東放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

オ 大江町本郷東放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

カ 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

キ 個人情報保護に関する法律

ク 大江町個人情報保護条例

ケ 労働基準法ほか労働関係法規

コ その他の関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

④ 指定管理者の指定の取り消し

町長は、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第９条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

ア 本業務に際し不正行為があったとき

イ 町長に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき

ウ 協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき

エ 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定解除の申し出があったとき

オ その他、町長が必要と認めるとき

3 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

① 募集要項及び申請書類の配布	令和8年9月17日(木)～令和8年10月9日(金)
② 質問書の受付(注1)	令和8年9月17日(木)～令和8年10月20日(火)
③ 現地説明の実施	②の期間中、随時対応しますので、担当課へ連絡してください
④ 質問書の回答(注2)	令和8年10月23日(金)
⑤ 申請書類の受付(注3)	令和8年9月17日(木)～令和8年10月30日(金)
⑥ 選定委員会による審査	令和8年11月中旬(予定)
⑦ 候補者選定結果の通知及び公表	選定後速やかに
⑧ 町議会の議決	令和8年12月(予定)
⑨ 指定管理者の指定の通知及び公告	議決後速やかに
⑩ 協定の締結	令和8年12月下旬(予定)
⑪ 管理の開始	令和9年4月1日(木)

(注1) 質問事項は質問書(様式8)に記入し、持参するか郵送、FAX又は電子メールにより送付してください。口頭での質問は受け付けません。

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

※FAX及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認をお願いします。

※FAX及び電子メールの場合の受付は、10月20日(火)午後5時着信までとします。

(注2) 質問書回答は郵送、FAX又は電子メールのいずれか希望するものにより行います。

(注3) 申請書類は、その内容について事務局から事前に確認を得た書類を持参又は郵送で提出してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、令和8年10月30日(金)必着とします。なお、申請書類は返却いたしません。

(2) 申請に関する事項

① 申請の資格

大江町内に主たる事務所、住所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)とします。ただし、法人格の有無は問いません。複数の法人等がグループ(共同企業体)を構成して申請する場合は、代表団体が大江町内に主たる事務所、住所を有することとします。

② 申請の制限

申請しようとする法人その他の団体は、次に掲げる項目に該当する者を除きます。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- エ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- カ 国税及び地方税を滞納している者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる指定暴力団等及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ク 単独で申請した法人等で、他のグループ申請の構成員として重複して申請する者

③ 申請手続き

申請時には、次に掲げる書類を 5 部（正本 1 部、副本 4 部）提出してください。場合により追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 大江町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式 1）
- イ 法人等の概要（様式 2）
- ウ グループ申請構成表（様式 3）※グループ申請時のみ提出
- エ 指定施設に係る事業計画書（様式 4）
- オ 指定施設の管理に係る収支計画書（様式 5）
- カ 団体の組織及び財務の状況を説明する書類
 - a 法人登記簿の謄本（法人の場合）
 - b 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - c 代表者の身分証明書
 - d 財務諸表
(最近 3 事業年度決算期の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書等)
 - e 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- キ 誓約書（様式 6）
- ク 前年の国税及び地方税に係る納税証明書（募集開始日以降に交付されたもの）
- ケ 既に行っている業務（公共施設の管理業務実績）の概略等を記載した書類（様式 7）

コ その他町長が必要と認める書類

※上記提出書類カ、キ、クについては、複数の団体により構成されるグループで提出する場合は各団体分提出すること。また、カについて法人格を有しない場合は省略できる場合がありますので、お問い合わせください。

※申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。

④ その他

申請を取り下げる場合は、その旨を記載した届（様式任意）を提出するものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 申請期限内に申請書類が提出されない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

ウ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本要項に違反すると認められる行為があった場合

4 経費に関する事項

施設の管理運営に関する経費は、町からの指定管理料及び保護者が支払う利用料金等をもって賄うこととします。

（１）指定管理料

町は、国及び県の補助金交付要綱（補助基準）に基づき算定される放課後児童健全育成事業費を指定管理料（現時点では、令和 9 年度の指定管理料は 14,523,920 円と試算しています。試算の条件については別添（参考資料）利用児童数（見込）一覧のとおりです。指定管理料の予算額は町議会の議決を経て決定されます。）として支払います。この際、指定管理業務を、町が示した要求水準を満たしながら業務をする中で、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額については、原則として補填は行いません。なお、指定管理料の支払い時期及び方法については協定で定めます。

（２）利用料金

利用料金は、大江町本郷東放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項規定により、同条例の施行規則で定める金額（おやつ代含む）の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めることとし、徴収した利用料金は指定管理者の収入とします。

（３）修繕費

修繕費については、1 件につき 10 万円未満のものは指定管理者の費用と負担において実施し、10 万円以上の場合は、町と指定管理者が協議を行い、町が必要と認めるものについては、

町の費用において実施します。

(4) 備品

- ① 備え付けの施設の備品は、指定管理者に無償で貸与します。
- ② 経年劣化による備品の更新に係る費用及び指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充に係る費用については、町との協議により、必要に応じて指定管理者の負担とします。ただし、その際に購入、調達した備品については、すべて町に帰属します。

(5) 管理口座・経理区分

指定管理業務に係る経費は、法人等自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経費は、区分して整理してください。

5 選定に関する事項

(1) 選定の基準

選定委員会において、申請者から提出のあった事業計画書等を次の基準に基づき総合的に審査し、候補者を選定します。

- ① 児童の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 放課後児童クラブの効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 放課後児童クラブの適切な維持及び管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- ④ 放課後児童クラブの管理を安定して行う職員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(2) 選定方法

提出された申請書等による書類審査の後、選定委員会を設置して、様式9の内容に基づき審査を行います。

なお、選定委員会では、申請者による企画提案説明を行っていただく予定としており、審査の方法につきましては申請者に対し別途詳細を通知します。

(3) 候補者の選定

選定委員会における審査結果の報告を受け、指定管理者の候補者を決定します。結果は申請者に通知します。なお、選定結果及び申請者の事業計画書については公開することがあります。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、大江町議会での議決後に行います。

6 協定に関する事項

大江町議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部について協議を行い、指定期間前までに施設の管理運営に関する次の内容について、指定期間全体の協定を締結します。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ その他町長等が別に定める事項

7 参考資料

- (1) 位置図・施設立面図・施設平面図
- (2) 利用児童数（見込）一覧
- (3) 主要備品（見込）一覧

